

鳥取県告示第592号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成20年10月20日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成20年8月29日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

1 申請のあった年月日

平成20年8月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人OMU

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

佐々木 昌彦

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市内海中437

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、公共交通機関の利用が著しく困難な地域の住民に対して、自宅から最寄りの交通機関までの移動手段を提供する事業を行い、住民生活の向上と福祉の増進に寄与することを目的とする。